

“災害ボランティア”との連携

災害支援の文化を創造する



全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)

Japan Voluntary Organizations Active in Disaster

事務局長 明城 徹也

2020年10月29・30日

自己紹介：

【職業】 **NPO職員** 災害支援コーディネーター（自称）

【職歴】 1993年 建設会社に勤務

1996年 **NGO**業界に転職（以下、主な海外プロジェクト）

- コンゴ難民支援事業（タンザニア）
- ルワンダ帰還民支援事業（ルワンダ）
- ケニア東部州ムインギ県における開発支援事業（ケニア）
- シエラレオネ帰還民支援事業（シエラレオネ）
- リベリア難民支援事業（シエラレオネ）
- アフガニスタン北部における再定住支援事業（アフガニスタン）
- パキスタン地震被災者支援事業（パキスタン）
- 南部スーダン帰還民支援事業（スーダン）
- スリランカ北部国内避難民支援事業（スリランカ）

2011年 NGO職員として国内の支援に関わる

- 東日本大震災支援（東北事務所長）

2016年 **JVOAD**の設立に関わる

- 熊本地震、九州北部豪雨、西日本豪雨、令和元年台風15号・19号、、、
- 令和2年7月豪雨

【委員等】

都道府県域における同時多発・広域災害への支援のあり方検討委員会（全社協 2018年）

防災ボランティア活動の環境整備に関する検討会（内閣府防災 2018年）

地方公共団体の受援体制に関する検討会（内閣府防災 2017年）



NGOの行動規範

「国際赤十字・赤新月運動および災害救援を行う非政府組織のための行動規範」から抜粋

1. 人道的見地からなすべきことを第一に考える
2. 援助は人種、信条、国籍に関係なく、いかなる差別もなしに行われる。援助の優先度はその**必要性**に基づいてのみ決定される。
6. **地元の対応能力に基づいて**災害救援活動を行うように努める
 - 現地団体、現地政府との適切な協力関係を結び、緊急援助活動の場合は**適切な調整**の下に行われることに高い優先度を置く
8. 救援は、基本的ニーズを充たすと同時に、**将来の災害に対する脆弱性をも軽減させる**ことに向けられなければならない

「スフィア基準」も

クラスターおよびリード・エージェンシー 一覧

出典: 外務省HP

	クラスター		リード・エージェンシー
1	食料安全保障 (Food Security)		FAO / WFP
2	キャンプ調整及び運営 (Camp Coordination / Management)	IDP (紛争起因)	UNHCR
		災害時	IOM
3	早期復旧 (Early Recovery)		UNDP
4	教育 (Education)		UNICEF / Save the Children (英)
5	緊急シェルター (Emergency Shelter)	IDP (紛争起因)	UNHCR
		災害時	IFRC
6	緊急通信 (Emergency Telecommunications)	処理 (Process)	OCHA
		データ (Data)	UNICEF
		セキュリティ (Security)	WFP
7	保健 (Health)		WHO
8	輸送 (Logistics)		WFP
9	栄養 (Nutrition)		UNICEF
10	保護 (Protection)	IDP (紛争起因)	UNHCR
		災害時	UNHCR / OHCHR / UNICEF
11	水と衛生 (Water, Sanitation and Hygiene)		UNICEF

被災地の状況



何に困る？



誰が支援する？

どこが調整する？



災害対策基本法では国・地方公共団体はボランティアとの連携に努めなければならないことになった

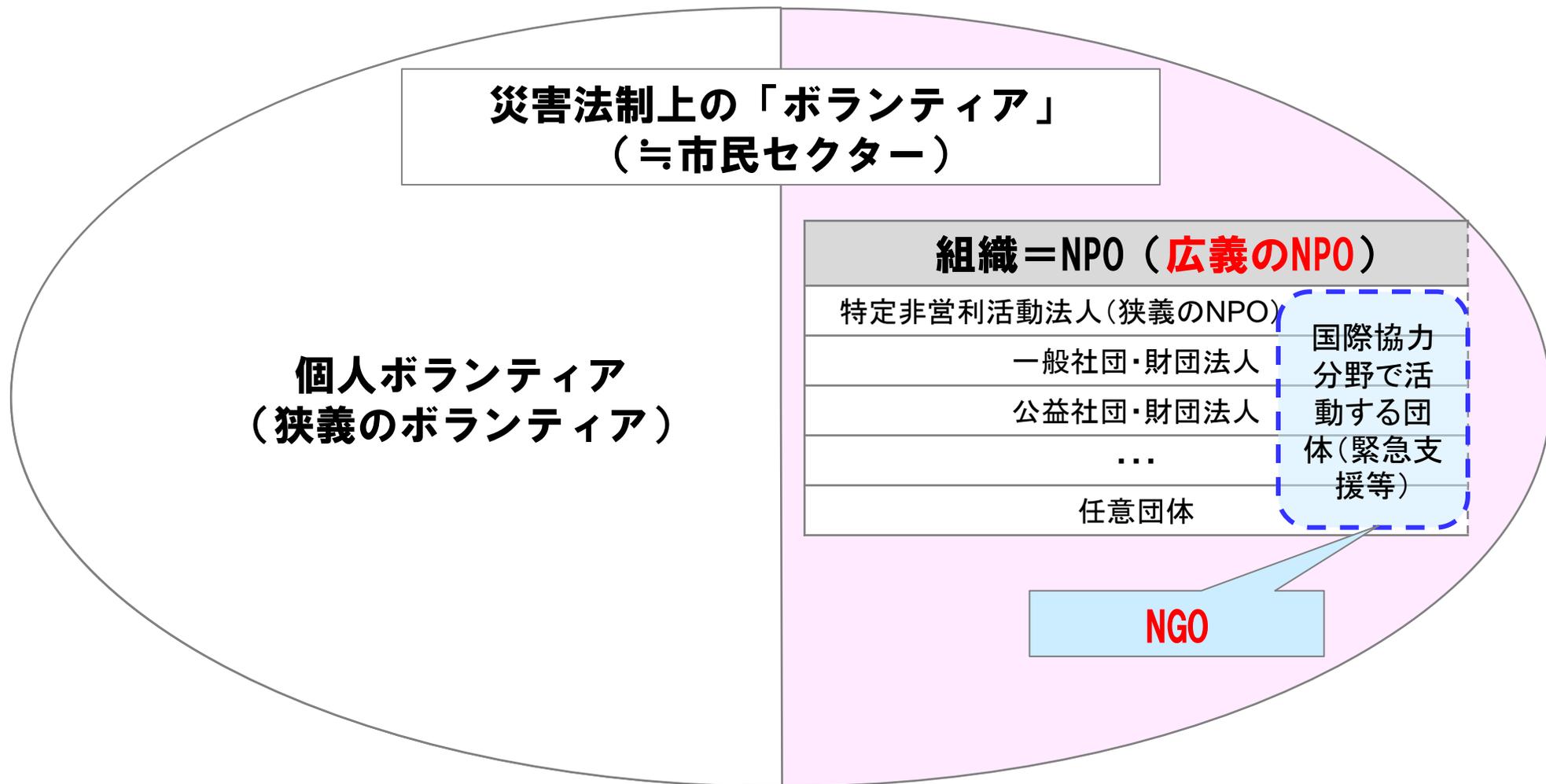
■ 災害対策基本法（平成25年6月21日改正）

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

第五条の三

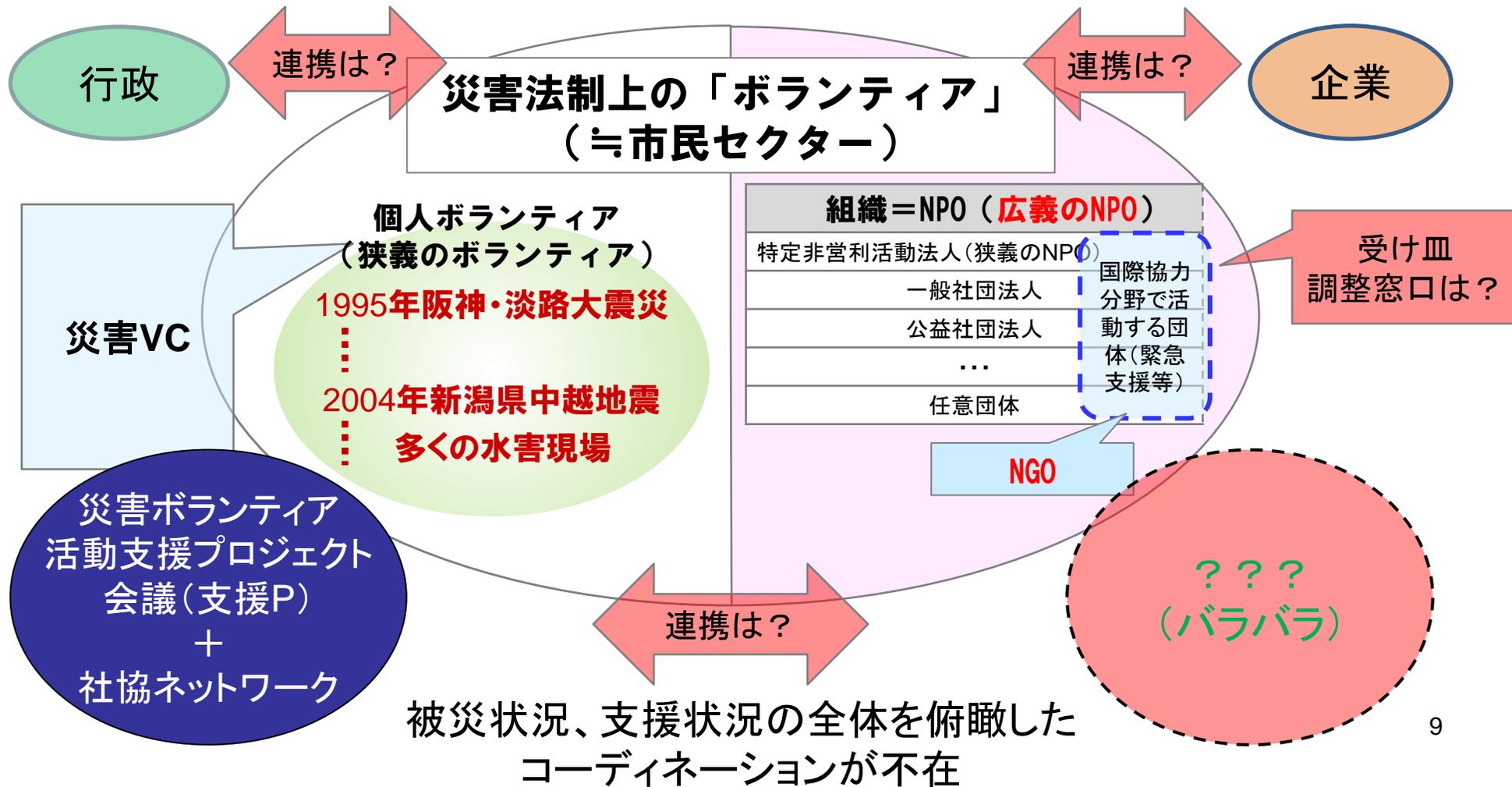
国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その**自主性**を尊重しつつ、**ボランティアとの連携**に努めなければならない。

“災害ボランティア”、“防災ボランティア”、“ボランティア” “NPO”、“NGO”、、、用語のイメージ



ボランティア(広義) ≧ 防災ボランティア ≧ 災害ボランティア > NPO > NGO

東日本大震災時の“ボランティア”



初動・ニーズ調査

1,424万

6,165円 8件

本格的な支援のための調査など

- Civic Force
- 災害人道医療支援会
- 日本レスキュー協会
- 日本国際民間協力会
- ピースビルダーズ
- ピースウィンズ・ジャパン
- SEEDS Asia

教育支援

4億1,110万

1,634円 4件

学用品の配布
就学環境の整備
スクールバスの整備
など



- 国境なき子どもたち
- セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
- シャンティ国際ボランティア会

医療・公衆衛生支援

2億1,404万

9,989円 3件

医療支援
巡回診療
心理社会的サポート
など



- 災害人道医療支援会
- 日本国際民間協力会

その他

5,545万

9,400円 2件

外国人被災者に対する法的支援など



- 難民支援協会

地域復興支援

10億5,812万

4,061円 6件

清掃、瓦礫撤去
避難所運営
障がい者、高齢者支援
など



- 難民を助ける会
- パレスチナ子どものキャンペーン
- ジェン
- 日本国際民間協力会

食糧・物資支援

27億1,901万

8,628円 17件

炊き出し、物資配布
仮設住居等への生活物資配布
など



- 難民を助ける会
- ADRA Japan
- ブリッジエーシア ジャパン
- BHNテレコム支援協議会
- パレスチナ子どものキャンペーン
- ICA文化事業協会
- アジア協会アジア友の会
- 難民支援協会
- ジェン
- 国境なき子どもたち
- パルシク
- ピースウィンズ・ジャパン



概要

- 設立 2016年10月NPO法人化認証(東京都)/11月1日設立 ※2019年12月「認定NPO法人」取得
- 代表理事 栗田暢之 事務局長 明城徹也
- 災害時のNPO・ボランティア等異なる組織の活動支援や「活動調整」を行う全国域の中間支援組織

活動調整を行った主な災害

- 2015年 関東・東北豪雨(茨城県) ※
- 2016年 熊本地震 ※
台風10号(北海道、岩手県)
- 2017年 九州北部豪雨(福岡県、大分県)
- 2018年 大阪北部地震
西日本豪雨(岡山県、広島県、愛媛県)
北海道胆振東部地震
- 2019年 8月豪雨(佐賀県、福岡県)
台風15号(千葉県)
台風19号(長野県、福島県、宮城県など)

※JVOAD準備会の活動を含む

功績

- 熊本地震において、行政との連携、NPO等ボランティア団体 や企業との支援調整を実施し、災害時の防災活動に多大な貢献をしたとして、「平成29年度防災功労者防災担当大臣賞」を受賞。(中間支援組織として受賞)



自治体とのつながり

- 16都道府県において、行政などからの要請により、行政・社協・NPO等のネットワーク構築に参画し、連携促進のための助言等を行っている。今後さらに拡大していく予定

内閣府との連携

- ・行政・NPO・ボランティア等の三者連携・協働タイアップ宣言
- ・「防災ボランティア活動の連携・協働に関する検討会」メンバー、
- ・「災害時の連携を考える全国フォーラム」共催など

(参考)○ 平成31年2月7日(木)参・予算委 山本大臣答弁

「全国災害ボランティア支援団体ネットワーク、我々、JVOADと呼んでおりますけれども、その辺りと内閣府とがしっかり連携を取って、そして被災者の支援が効率的、円滑になるように、(中略)環境整備に努めてまいりたい。」

○ 平成30年8月2日(木)参・災対特委 海堀政策統括官答弁

「内閣府におきましては、全国災害ボランティア支援団体ネットワークJVOAD、それから全国社会福祉協議会など関係の団体とともに、全国情報共有会議、これを毎週開催させていただきまして、広域的な情報共有、活動調整の議論を行っております。」

JVOADの組織

理事団体

震災がつなぐ全国ネットワーク
国際協力NGOセンター
日本青年会議所
全国社会福祉協議会
日本生活協同組合連合会
日本YMCA同盟

顧問

西川徹矢 山崎美貴子 室崎益輝 平井興宣

正会員団体

カリタスジャパン	全国曹洞宗青年会	日本ファシリテーション協会
救世軍	ダイバーシティ研究所	日本YMCA同盟
グッドネーバーズ・ジャパン	台湾佛教慈濟慈善事業基金会	パーソナルサポートセンター
国際協力NGOセンター	チーム中越	ピースボート災害ボランティアセンター
国土館大学	中央共同募金会	東日本大震災支援全国ネットワーク
ジャパン・プラットフォーム	東京災害ボランティアネットワーク	福祉防災コミュニティ協会
情報支援レスキュー隊	難民を助ける会	末日聖徒イエス・キリスト教会(ヘルピングハンズ)
震災がつなぐ全国ネットワーク	日本NPOセンター	ランゲージワン
真如苑救援ボランティア サーブ	日本生活協同組合連合会	レスキューストックヤード
全国社会福祉協議会	日本青年会議所	
	日本赤十字社	

全30団体

避難生活改善に関する専門委員会

(幹事団体) 震災がつなぐ全国ネットワーク 全6団体

災害時の情報集約に関する専門委員会

(幹事団体) 情報支援レスキュー隊 全3団体

技術系専門委員会

(幹事団体) 震災がつなぐ全国ネットワーク 全7団体

福祉支援専門委員会準備会

(幹事団体) 福祉防災コミュニティ協会 全7団体

設立パートナー (設立支援)

武田薬品工業株式会社

賛助会員

27企業・団体

防災ボランティアに関する近年の動き

出典： 内閣府



＜主な災害とボランティア活動＞ (発生年) (名称) (延べ参加人数)			＜ボランティアの潮流＞	＜政府の対応＞
平成7年	阪神・淡路大震災	約137.7万人	<ul style="list-style-type: none"> ☆ボランティアが被災者支援活動を行う機運が高まる(ボランティア元年) ★多数のボランティアが入り、大混乱 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災対法改正(H7年) 行政が『ボランティアによる防災活動の環境整備』に努める旨明記
平成9年	ナホトカ号海難事故	約27万人		
平成16年	台風23号	約5.6万人		<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災ボランティア活動検討会 H16年から内閣府にて開始
平成16年	新潟県中越地震	約9.5万人	<ul style="list-style-type: none"> ☆社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの設置・運営を担うことが主流になる 	
平成19年	能登半島地震	約1.5万人		<ul style="list-style-type: none"> ■ 災対法改正(H25年) 『行政がボランティアとの連携に努める』旨明記 防災基本計画も改正
平成19年	中越沖地震	約1.5万人		
平成21年	台風9号	約2.2万人		
平成23年	東日本大震災	約150万人	<ul style="list-style-type: none"> ☆NPO, NGO, 企業等がボランティア活動(災害VCを通らないボランティアが約400万人) ☆専門性のある支援者により、幅広いニーズに対応 ★ネットワーク化が課題に 	
平成26年	広島豪雨災害	約4.3万人		
平成27年	関東・東北豪雨災害	約4.7万人	<ul style="list-style-type: none"> ★NPOボランティアの活動を調整する「中間支援組織」の必要性が注目 	
平成28年	熊本地震	約11.8万人	<ul style="list-style-type: none"> ☆行政・NPO・ボランティアの三者連携による「情報共有会議」が機能(火の国会議) ☆中間支援組織JVOADが設立 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「ガイドブック～三者連携を目指して」(H30年4月) ■ 防災基本計画改定(H30年) 「中間支援組織を含めた連携体制の構築を図る」旨明記 ■ 防災基本計画改定(R1年) 「情報共有会議の整備を推進する」旨明記 ■ JVOADとのタイアップ宣言(R1年)
平成29年	九州北部豪雨	約6万人	<ul style="list-style-type: none"> ☆被災地で情報共有会議が機能 	
平成30年	平成30年7月豪雨	約26.3万人	<ul style="list-style-type: none"> ☆県別・全国で情報共有会議が機能 	
平成30年	北海道胆振東部地震	約1.1万人		
令和元年	8月の前線に伴う大雨	約1.1万人	<ul style="list-style-type: none"> ☆平常時からの三者連携体制の構築が進展 	
令和元年	台風第15号	約2.3万人		
令和元年	台風第19号	約18.5万人		

防災基本計画 第2編 第1章 災害予防 第3節 国民の防災活動の促進

3 国民の防災活動の環境整備

(2) 防災ボランティア活動の環境整備

○国〔内閣府，消防庁，文部科学省，厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は，ボランティアの自主性を尊重しつつ，日本赤十字社，社会福祉協議会及び**NPO等との連携**を図るとともに，**中間支援組織**（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り，災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図るものとする。

○国〔内閣府，消防庁，文部科学省，厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は，行政・NPO・ボランティア等の**三者で連携**し，平常時の登録，研修制度，災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制，防災ボランティア活動の拠点の確保，活動上の安全確保，**被災者ニーズ**等の情報提供方策等について意見交換を行う**情報共有会議**の整備・強化を，研修や訓練を通じて推進するものとする。

○国〔内閣府，環境省，厚生労働省等〕及び地方公共団体は，社会福祉協議会，NPO等関係機関との間で，**被災家屋からの災害廃棄物，がれき，土砂の撤去等に係る連絡体制**を構築するものとする。また，地方公共団体は，地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで，防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

ボランティアへの疑問

ボランティア＝「自主性」ってことは、

- やるのか、やらないのか、わからない。ってこと？
- そんなところに頼っていいの？
- 責任もってやってくれるの？
- 問題が起きるんじゃないの？

不確定なもの、不安なものには
頼れない？

※ボランティアには、

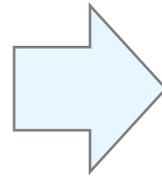
災害が起きてから「何かしないと」との思いから支援を始める人
災害支援を専門／仕事にしている組織 が混在する

不確定要素が多いが、自発的に動くことのできる多様な力を、
ある程度確実性のあるものに変換する「装置」が必要

「ボランティア」の原則

これまでの“ボランティア”

- ①自発性(主体性)の原則
- ②社会性(公共性)の原則
- ③無償性(無給性)の原則



災害支援の“ボランティア”

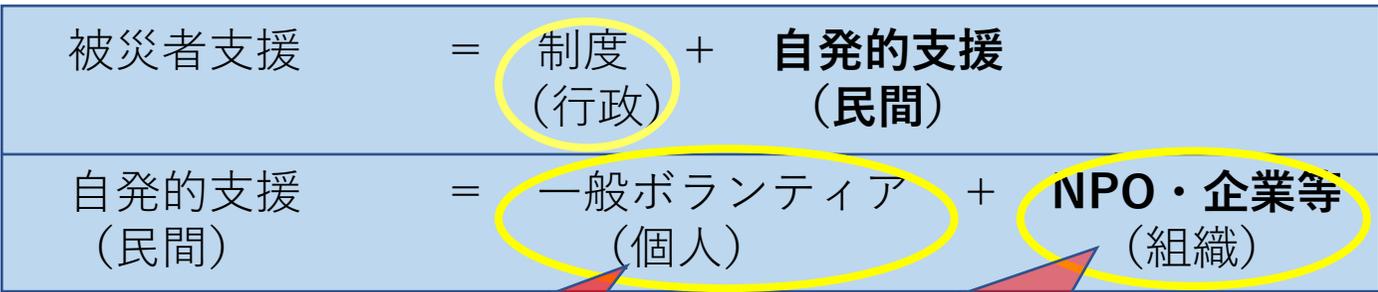
- ①自発性の原則
- ②公共性の原則
- +
- ③無償性+有償性
- ④多様性+専門性
- +
- 調整、役割、責任

被災者支援のキーワード: 「多様な支援主体の連携」、「中間支援(災害)」、「情報共有会議」



避難生活を支える

生活を再建する



地元／外部

地元／外部

災害VC

中間支援 (災害支援)

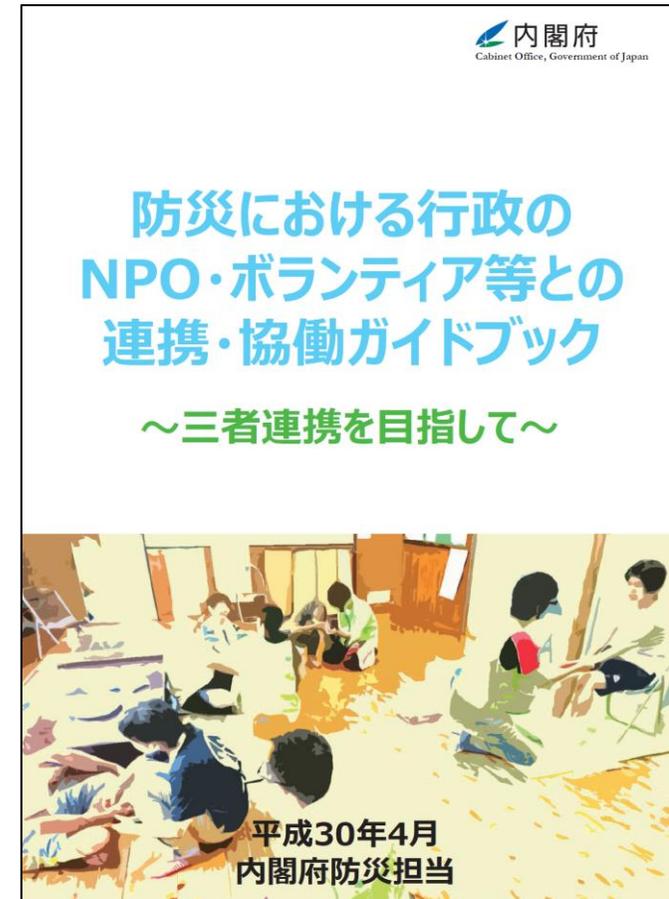

 被災者ニーズに対して支援のヌケ・モレのないよう
 「NPO・企業等の支援のサポート」と「多様な支援支援主体間の調整」

情報共有会議

三者連携（多様な支援主体との連携）

【定義】

- 災害時には被災地内外の行政・社会福祉協議会・NPO・ボランティア等の**多様な主体**が一日も早い被災者の生活再建、被災地の復興を目指して災害対応にあたります。
- 被災者支援を行う主体は「**地元**」すなわち被災地内の**組織・団体・個人**と「**外部**」すなわち被災地外からの**組織・団体・個人**に大きく分けられますが、活動形態に着目すると行政（行政からの要請・委託等により行政と一体的に活動する民間主体を含む）によるもの、災害VCでの調整を経て実施されるもの、それら以外に独自に活動するものなど、近年多様化が進んでいます。
- 「**行政**」「**災害VC（社協）**」「**NPO等とそれを支える中間支援組織**」の連携を**三者連携**と総称しています。



地方都市等における地震対応のガイドライン

出典:内閣府

	(準備段階) 内は住民等の意識啓発	初動段階 (発災当日中)	応急段階		復旧段階 1週間～1か月後(又は数か月後)
			1～3日後	3日～1週間後	
1. 災害対策本部の組織・運営	・庁舎の耐震化、代替施設の確保 ・災害対策本部設置・運営訓練	・災害対策本部設置 (代替庁舎確保)	・本部会議の公開 ・記者会見の実施	・国・県・市町村等 の合同による会議	・行政職員のこころのケア
2. 通信の確保	・衛星携帯電話の確保、住民と連携した使用訓練 ・代替通信手段の検討	・情報通信の疎通状況確認	・孤立集落等への通信手段の確保		
3. 被害情報の収集	・情報収集項目の事前整理 ・情報収集(トリアージ)体制の整備	・被害状況に関する 情報収集	・情報処理(トリアージ)	・企業等の被害情報収集	
4. 災害情報の伝達	・防災行政無線のデジタル化	・地震(余震)情報、津波情報、避難勧告・指示等に関する情報提供			
5. 応援の受入れ	・応援職員の担当業務の整理 ・応援協定の締結及び訓練 ・ヘリコプター着陸場確保	・応援要請	・連絡窓口、受入れ体制確保(駐車場、燃料、災対本部内の事務スペース等)	・都道府県及び周辺市町村の応援受入れ	
6. 広報活動	・特別な配慮が必要な方への多様な情報伝達手段を確保	・住民への広報(被害情報、避難所、物資、ライフライン等)	・応急危険度判定の周知	・被害認定調査、罹災証明の発行に関する広報	・イベント、キャンペーン等の周知
7. 救助・救急活動	・医師、保健師等の連携体制確保	・死傷者の捜索、救出救助	・救護所の設置 ・医療チーム派遣要請	・遺体の安置、火葬	
8. 避難所等、被災者の生活対策	・避難所施設の耐震化 ・住民と連携した避難所運営訓練	・避難所安全確認、避難者受入れ	・衛生環境の確保、エコノミークラス症候群の防止	・避難所の環境整備(配慮の必要な人や女性の視点を考慮)	・ニーズ調査 ・避難所の統廃合、閉鎖
9. 特別な配慮が必要な人への対策	・特別な配慮が必要な人への理解 ・配慮が必要な人の把握、支援体制検討	・福祉避難所やホテル・旅館および専門的なスタッフ等の確保 ・安否確認、必要な支援の確認・提供	・チェックリスト等を用いた生活不活発病の防止 ・多様な情報提供手段による広報 ・被災者のこころのケア	・災害関連死の防止	
10. 物資等の輸送、供給対策	・物流業者等との協定 ・地域完結型の備蓄	・物資支援要請	・物資拠点確保	・個人からの物資受入れ方針を広報 ・給水の実施 ・物資拠点の要員確保	
11. ボランティアとの協働活動	・社会全体でのボランティア活動への理解 ・社協職員等への研修 ・NPO団体等との事前検討	・ボランティア受入れ体制の確保、周知	・社協職員や専門家等の派遣要請	・被災者ニーズ把握	・移動手段や宿泊場所等の準備 ・地域コミュニティによる支援体制の確保支援
12. 公共インフラ被害の応急処置等	(ハザードマップにより、事前に土砂災害発生危険性を周知し、訓練等を実施) ・耐震化の着実な実施 ・道路啓開等の体制の検討・確保	・避難勧告等の準備 ・専門家と連携し、インフラ被害、土砂災害発生箇所等の点検	・道路啓開 ・立入禁止措置や避難の実施	・土砂災害発生箇所監視 ・管理者が避難した地区の家畜や冷凍冷蔵品の移動等	
13. 建物、宅地等の応急危険度判定	(応急危険度判定、罹災証明の意味について一般への理解促進)	・応急危険度判定士の応援要請	・応急危険度判定の実施	・被害認定調査の応援要請	・被害認定調査の実施、罹災証明の発行手続き
14. 被害認定調査、罹災証明の発行					
15. 仮設住宅	・仮設住宅の建設候補地、空き家情報の事前把握 ・地域で配慮が必要な人に適した仕様の検討		・仮設住宅必要戸数の算出	・仮設住宅建設地の決定 ・空き家情報の広報	・配慮が必要な人の配慮内容、人数の確認 ・「みなし仮設」受け付け
16. 生活再建支援	・被災者支援台帳等のフォーマット等について事前検討	・義援金受け付け	・住民向け相談窓口の設置(多様な専門家と連携)	・生活資金の貸付 ・義援金(一次)配分方法の検討	・被災者生活再建支援金の周知、受付 ・被災企業等の事業再開相談等
17. 廃棄物処理	・仮置き場等の候補地選定 ・廃棄物発生量の事前検討	・災害廃棄物処理計画の策定	・がれき仮置き場の確保		・他の市町村や民間業者等の協力による災害廃棄物の処理

※対応の終了時期は、災害の規模や個々の地方都市によって異なる

社会福祉協議会が災害VCを運営する意味

●地域を基礎に活動を展開

- 日常的に住民と接している（地縁組織と顔の見える関係がある）
- センター閉所後は、社協の本来的機能として、被災者の生活支援、被災地の復興支援にあたる（生活支援相談員による支援など）

●地域福祉を推進する団体としての機能・事業

- ほとんどの社協は平常時から「ボランティアセンター」という機能を有する
- 福祉の相談機関・福祉サービス事業者として要援護者を把握している
- もともと使命として、地域の生活課題を把握し、解決する機能を有している
- 行政や幅広い機関・団体とも関係を構築している
- 民間としての機動力がある

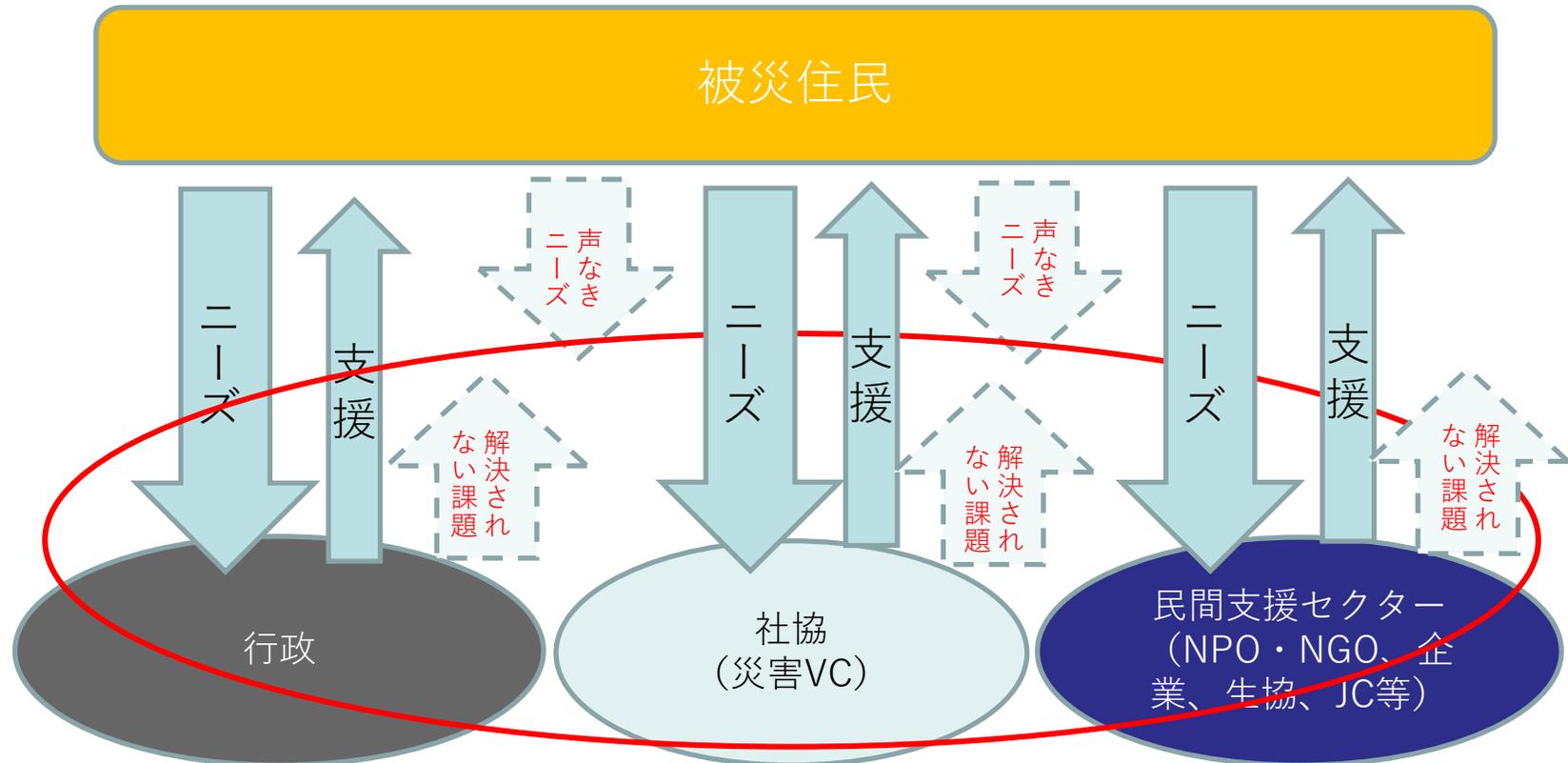
●全国的なネットワークを有する組織

- すべての自治体に存在する
- 全国的なネットワークを有している 等

災害VC三原則

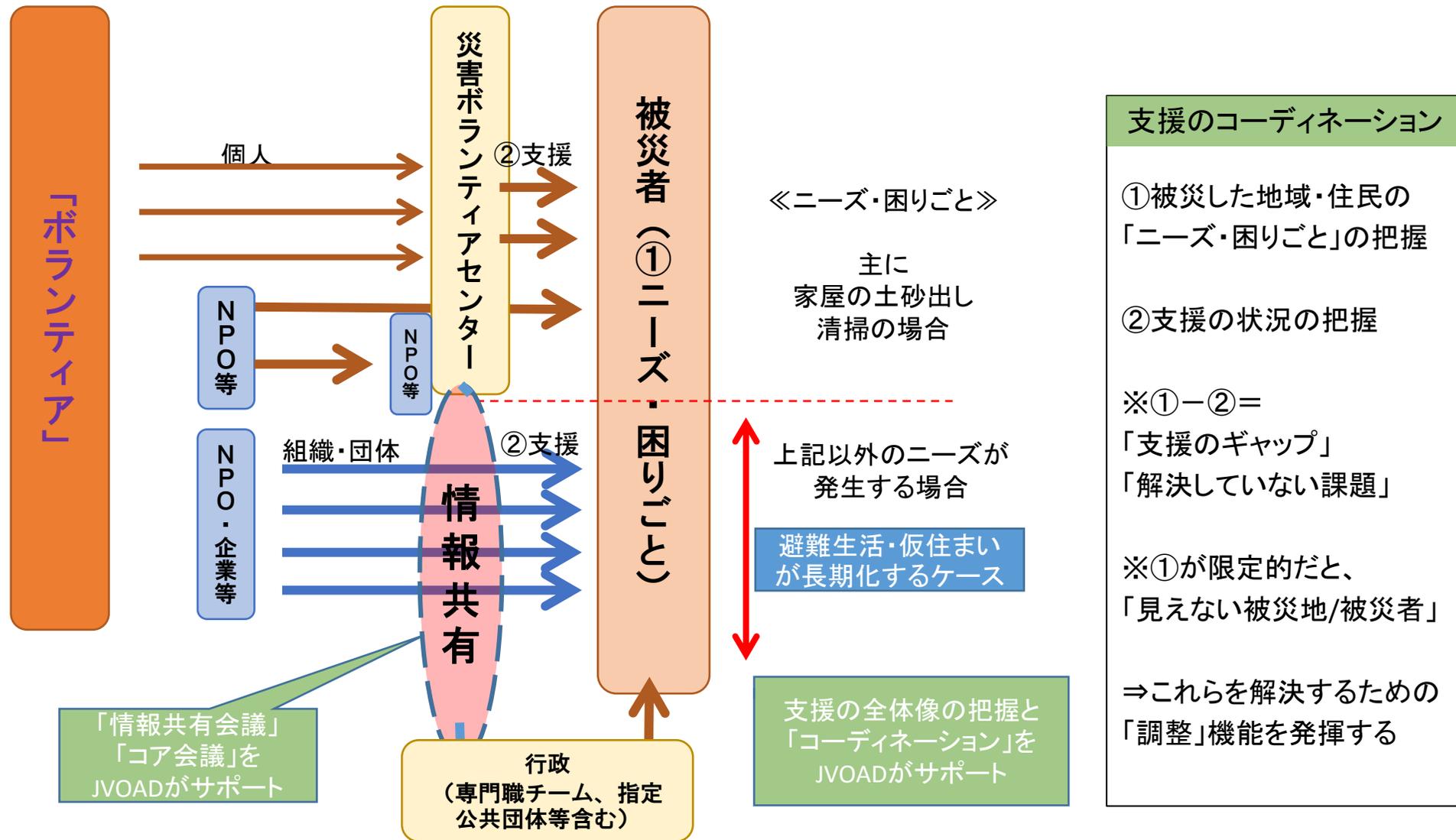
「被災者中心」「地元主体」「協働」

多様な支援主体間の連携を推進し、 迅速かつ適切な対応を！



関係者間で情報共有し、単体では解決しない課題（の部分）を調整することで解決につなげる

支援調整（コーディネーション）のイメージ



【避難所】



生活環境改善



日常生活を取り戻す



医療・看護



要配慮者への支援



足湯・困りごと把握



多目的スペースの確保



炊き出し



ペット



運営・ミーティング

【子ども】



プレイルーム運営



ストレス発散

【障害者】



スポーツ体験

【物資】



必要な場所に配布



倉庫設置

【仮設住宅】



見守り



集会場備品



生活必需品



家電支援

【被災家屋への技術的な支援】

床下の対応



屋根の対応



行政職員、社会福祉協議会関係者、その他の支援者のための
被災家屋の対応説明会
申し込みは不要です。当日会場へお越しください。



日時: 7月28日(土) 19:00~
場所: 西予市社会福祉協議会(野村町野村12-15)
講師: 小林直樹氏(風組関東)

住民は何を不安に思っているのか
浸水家屋内の片付けは済んだが、そのあとに必要なことは何?

これからのことで、何が分かる
と不安の解消につながるのか
過去の被災地域での

問合せ: 0894-72-2306(西予市社会福祉協議会)
主催: 西予市社会福祉協会 ©OPEN JAPAN
協力: DRT-JAPAN、災害NGO結、震災がつなぐ全国ネットワー

家屋の応急処置



重機を使った支援



NPOの活動と情報共有会議

	災害	支援団体数	情報共有会議 (行政、社協、NPO等の多様な主体が参加)
1	東日本大震災(2011年)	???	(一部の自治体では行われていた) 災害VC約150万人、NPO等を経由550万人
2	関東・東北豪雨(2015年)	約70団体	常総市災害支援情報共有会議
3	熊本地震(2016年)	約300団体	熊本地震・支援団体火の国会議 災害VC約12万人、NPO等を経由約11万人(40%回収) (県域+益城町、御船町、阿蘇市、南阿蘇村など)
4	九州北部豪雨(2017年)	約150団体	九州北部豪雨支援者情報共有会議 (県域+朝倉市、日田市)
5	大阪北部地震(2018年)	約40団体	おおさか災害支援ネットワーク(OSN)災害時連携会議
6	西日本豪雨(2018年)	約160団体 約100団体 約30団体	災害支援ネットワークおokayama会議(県域+倉敷) 平成30年7月豪雨災害支援ひろしまネットワーク会議 えひめ会議(県域+西予、宇和島)
7	北海道胆振東部地震(2018年)	約50団体	支援団体情報共有会議

NPOの活動と情報共有会議(2019年)

	災害	支援団体数	情報共有会議 (行政、社協、NPO等の多様な主体が参加)
8	令和元年8月 九州北部豪雨	約110団体	葉隠会議(佐賀) 情報共有会議(福岡)
9	台風15号	約50団体	台風15号災害支援関係者打合せ会(千葉) 技術系団体による会議
10	台風19号	約400団体	災害VC連絡会議(宮城) 丸森町情報共有会議(宮城・丸森) 台風19号被害対応の会議(福島) いわき市支援者情報共有会議(福島・いわき) 被災者支援いばらきネットワーク会議(茨城) がんばろう栃木！情報共有会議(栃木) 埼玉県情報共有会議(埼玉) 東京都災害ボランティアセンター情報共有会議(東京) 台風19号かながわ災害支援者連絡会(神奈川) 長野県災害時支援ネットワーク会議(長野) 静岡県情報共有会議



← 九州北部豪雨支援者情報共有会議



↑ 災害支援ひろしまネットワーク会議
(西日本豪雨)



← OSN災害時連携会議 (大阪北部地震)

情報共有会議の種類

情報共有会議の種類、構成、参加者

	機能・役割	参加者	実施実績	
コア会議	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有会議の全体会議の実施の判断 ・発災後間もなくに開始 ・情報交換、全体会議で挙げられた課題を県域で検討する ・市町村域情報共有会議のサポート 	<p>県行政、県社協 県域の中間支援</p>	<p>熊本県、愛媛県 常総市</p>	
全体会議 県域	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、社協、支援団体、支援者が一堂に集まるオープンな場 ・活動内容、支援施策の共有、課題解決に向けた情報共有 	<p>行政、社協 県内外の支援団体 支援関係者等</p>	<p>岡山県、広島県、 愛媛県、長野県</p>	
全体会議 市町村域			<p>常総市、熊本市、 益城町、 朝倉市、倉敷市 いわき市</p>	
テーマ別 会議			<p>避難所、在宅などの指定避難所外避難者要配慮者、 被災家屋、仮設住宅等、生業</p>	<p>大阪府、朝倉市</p>
勉強会 検討会			<p>フェーズ毎のニーズ、課題検討会(一つの課題に集中して協議する)、次に必要とされる災害対応の勉強会</p>	<p>熊本県、愛媛県</p>

情報共有会議で取り扱う主なテーマと内容

関係する部署も様々

テーマ	情報共有の要素
避難所	行政の制度、運営体制、医療・救護支援の体制、DCAT/DWATの活動状況、要配慮者への支援、生活物資・家電の状況（プッシュ型含）、移動支援、衛生環境、食事環境、寝床環境、ジェンダーへの配慮、多目的スペース、子どものケア、ペットへの対応、セキュリティ、炊き出しなどの支援の申し出に関する受入調整、NPO等の支援状況、など
在宅などの指定避難所外避難者	行政の巡回の体制、行政のサービス、医療・救護支援の体制、物資支援の状況、生活状況、指定避難所に来れない理由、NPO等の支援状況など
要配慮者	行政の災害時要援護者への対応、福祉避難所の状況、DCAT/DWATの活動状況、地域包括支援センターの活動状況、JDF・ゆめ風基金等の障害者への対応、国際交流協会等の外国人への対応、福祉施設の被害および支援状況、子どもの遊び場・居場所づくりに関する状況、学用品の支援状況、PFAに関する状況、NPO等の支援状況など
被災家屋	被害認定の数値、 障害物除去・災害ごみなどの分別および回収、応急修理・公費解体制度 の運用に関する情報、災害VCの設置状況・運営体制・対応状況、災害VCと技術系NPOの連携状況（ニーズの共有など）、NPO等による支援状況および重機ボラの受け入れ態勢、NPO等と行政の給水・バキューム等との連携、NPO等による作業の安全衛生の確認、家屋の 消毒、床下・壁 の対処方法、 屋根（ブルーシート張り）の対処状況等
仮設住宅等	仮設住宅の規格に関する情報、仮設住宅の入居基準、みなし・公営住宅を含む生活必需品・家電の支援、仮設住宅の使用に関する基準、集会場・談話室の設置状況と備品などの支援、見守り・地域支え合いセンターの設置・運営状況、NPO等の支援状況と受入調整窓口の状況など
生業	行政の支援制度（農地の復旧制度、グループ補助金）などの状況、農業、漁業、商店街などの被害状況と支援状況、NPO等による支援状況など

制度との連携も重要！

支援のコーディネート(地域×分野)

- ・ニーズや支援状況の把握
- ・共有された情報の整理
- ・未解決や取り残されている課題に対して解決のための手を打つ

分野	A市(地区)	B市(地区)	C町(地区)	D村(地区)
被災家屋				
在宅				
避難所				
仮設住宅				
生業				
食事と栄養				
要配慮者				
外国人				

災害廃棄物関連 住民のニーズ・困りごと

(敷地内、自宅内)

敷地内に大量の土砂や流木があって、どうしたらいいか・・・

家電や家財道具が重くて出せない・・・

庭に、大きな障害物がよそから流れてきた・・・

床下にも泥が入ってしまって、撤去したいんだけど・・・

壁が濡れてカビが生えてきた。断熱材を剥がして捨てたいんだけど・・・

(家の周り)

家の前に廃棄物を出したいんだけど。置き場もないし・・・

前に出した泥が回収されないので、家の家財を出したくても出せない・・・

近所の空き地や道端に山積みされてしまった。危ないし、衛生的にも・・・

側溝が泥で詰まっていて、雨が降るとまた溢れてしまう・・・

農地が土砂・流木・災害ゴミで埋まってしまった・・・

(仮置き場・輸送手段・分別)

仮置き場に持っていくようにと言われたが、持っていく手段が無い・・・

家の前に出したら、回収してくれるのかな？

仮置き場の期限までに、間に合わない・・・

災害廃棄物の分別って、どうしたらいいの？

(家の解体時)

全壊なのに家電を事前に分別しろって言われたけど・・・

解体前に大事なものを取り出したいんだけど・・・

誰が対応？

住民・地域

行政
(部署は？)

災害VC

NPO

制度
スピード
処理能力

「すべき」でも
「できない」
場合は？

被災家屋等への作業的な支援（役割分担）



解体しない		解体する
<ul style="list-style-type: none"> ・家屋内/敷地内土砂出し ・家財出し ・片づけ/清掃 <p>※専門団体が床はがし、壁落としした後にに入ることも</p> 	<p>一般/個人 ボランティア (災害VC)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(優先度低)
<ul style="list-style-type: none"> ・床板はがし ・フローリング ・壁おとし ・天井 ・屋根 ・消毒/防カビ処理 ・敷地・宅地内土砂 (重機) ・(土砂廃棄物回収) 	<p>NPO等の専門団体 (中間支援組織) + 民間の事業者 (被災者自身)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重品取出し ・思い出の品取出し ・(解体前の分別)
<ul style="list-style-type: none"> ・土砂廃棄物回収 ・敷地内土砂出し (重機) ・家屋内の障害物除去 ・応急修理 	<p>委託事業者 (行政の制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・解体前の分別 ・公費解体

<p>毎回 課題になる 領域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家 ・公民館 ・商店、農地など
----------------------------	--

※専門団体が入ることで、家屋の再建に向けた選択肢が増えることも

災害廃棄物 “連携あるある”

- ・災害ゴミは、仮置き場に出すように言われたけど、住民が持っていけないので、NPOが持っていったら、受け入れてもらえなかった
- ・災害支援になれていないNPOが、分別をしないで混載で仮置き場に持ってきた
- ・濡れた断熱材を剥がしたけど、仮置き場で断られた
- ・被災家屋の作業がまだ続いているのに、仮置き場が閉められてしまう
- ・廃棄物の回収・分別の業者が足りなくて、ボランティアやNPOに依頼が来る
- ・全壊世帯で公費解体前の分別の依頼がボランティアに来る
- ...

2019年度の災害対応

災害情報報告マップ

①
情報選択



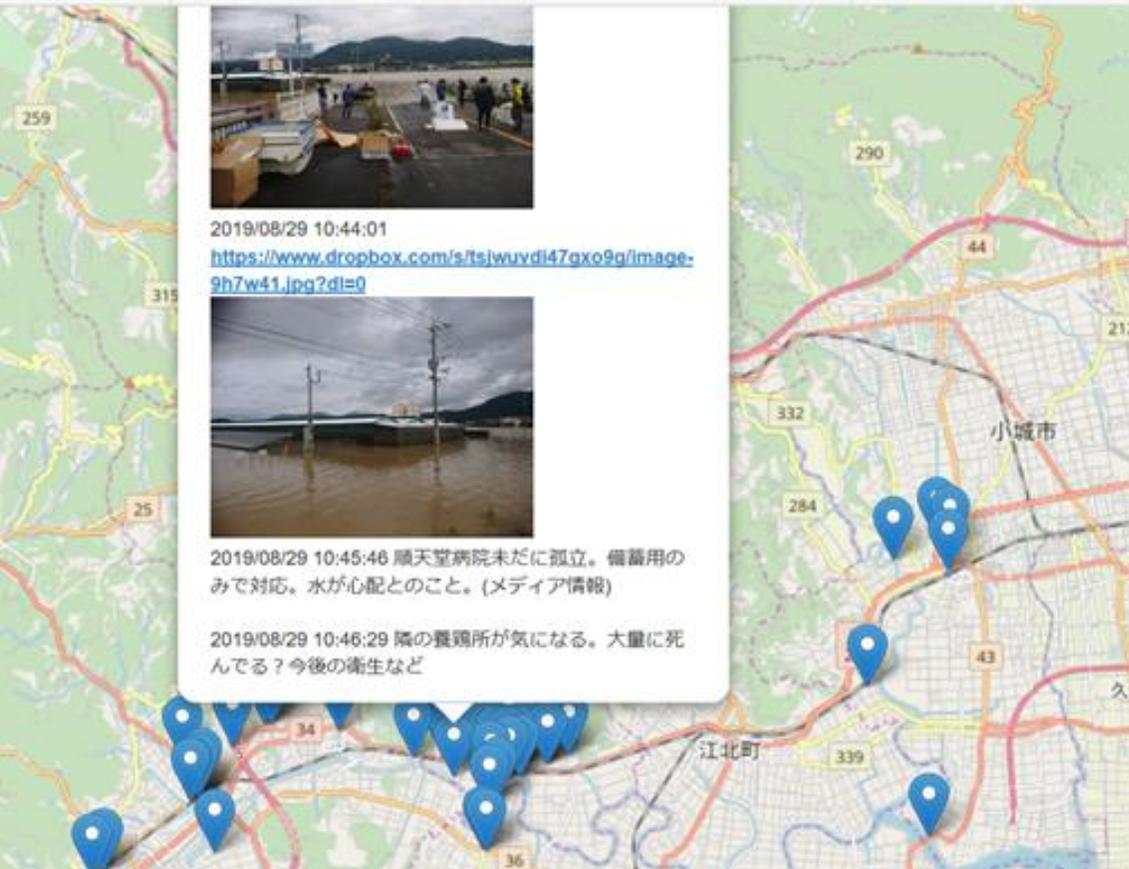
2019/08/29 10:44:01

<https://www.dropbox.com/s/itsjwvdi47gxo9g/image-9h7w41.jpg?dl=0>



2019/08/29 10:45:46 順天堂病院未だに孤立。備蓄用のみで対応。水が心配とのこと。(メディア情報)

2019/08/29 10:46:29 隣の養鶏所が気になる。大量に死んでる？今後の衛生など



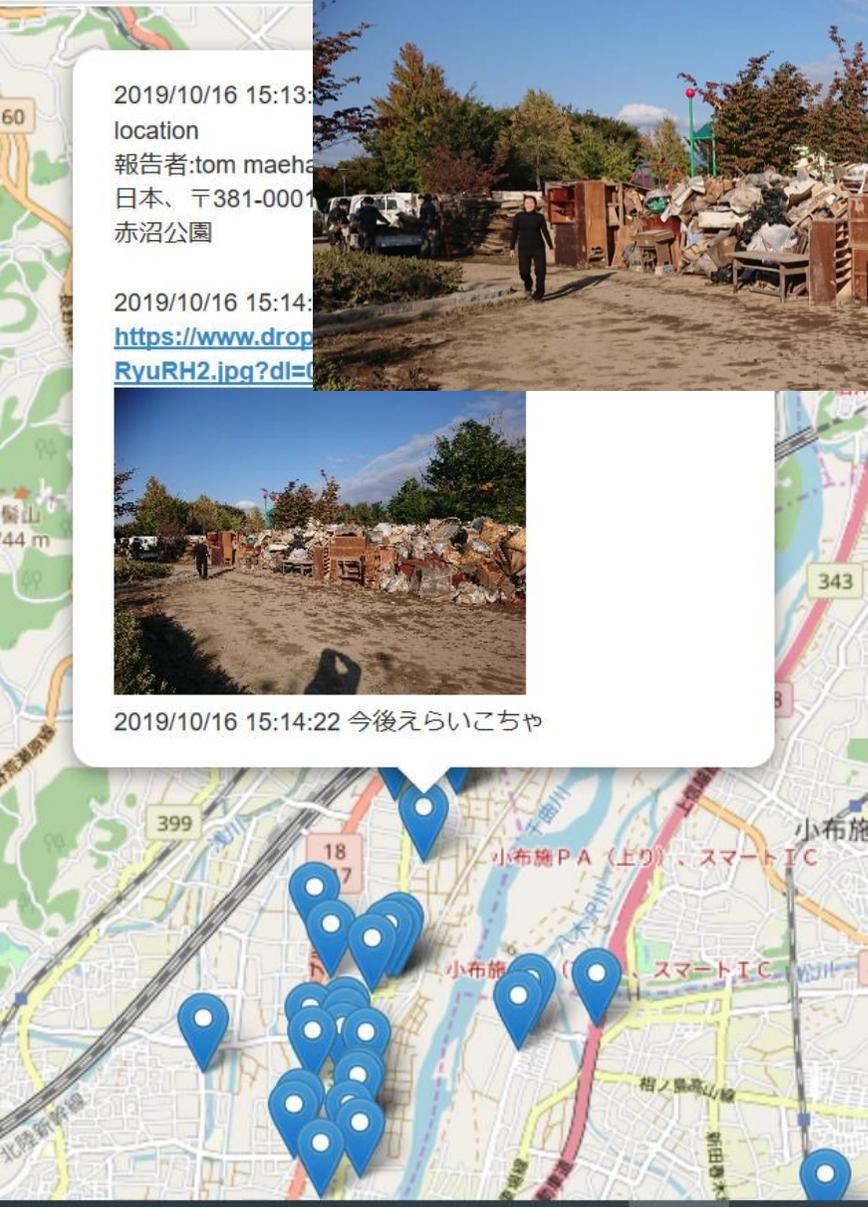
災害情報報告マップ

2019/10/16 15:13:
location
報告者:tom maeha
日本、〒381-0001
赤沼公園

2019/10/16 15:14:
<https://www.dropbox.com/s/RyuRH2.jpg?dl=0>



2019/10/16 15:14:22 今後えらいこちゃ



Operation: One NAGANO

被災者のために、市民、ボランティア、行政、自衛隊、すべての人の力を結集しよう



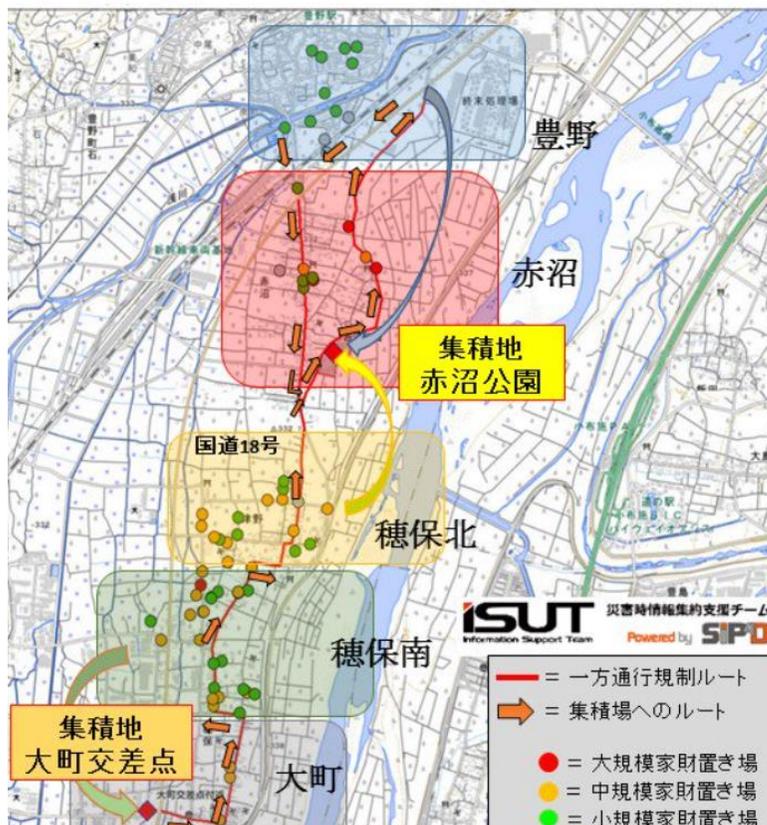
Operation One Nagano@長野市

市民、ボランティア、行政、自衛隊が連携し、災害ごみ集め、
たくさんの災害ごみを集中的に大量に移動させる
ボランティア参加のご協力をお願いします。
(台風19号による災害ボランティアで県内初の大規模活

出典:長野県

台風19号災害より、大量に発生した災害廃棄物を被災地域から無くすことが、緊急の課題となっています。**ボランティアの皆さんの力を貸して下さい**

市民、ボランティア、行政、自衛隊が一体となるこの活動を「One NAGANO(ワヅカノ)」と命名



「One NAGANO」とは…

- ・昼間、市民、ボランティア、行政職員の力を結集し、長野市豊野地区等に点在する臨時集積所から赤沼公園&大町交差点まで移動させる
- ・夜間、自衛隊が赤沼公園&大町交差点付近に集めた災害ごみを地区外に排出します。



市民、ボランティア、行政、自衛隊の力で、
被災者のために一丸となって活動しましょう！

【10月22日撮影:赤沼公園】
大量の災害ごみがまだ周囲にも…



各都道府県廃棄物行政主管部（局）御中
各都道府県社会福祉協議会御中
全国災害ボランティア支援団体ネットワーク正会員団体御中
全国災害ボランティア支援団体ネットワーク技術専門委員会御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）
環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室長
社会福祉法人全国社会福祉協議会
特定非営利活動法人
全国災害ボランティア支援団体ネットワーク

災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとのより効果的な連携について（周知）

平素より防災・災害廃棄物行政の推進に御理解・御尽力いただき、誠にありがとうございます。

片付けごみなどの災害廃棄物の撤去等については、被災された住民の健康への配慮や安心・安全の確保、一日も早い生活再建のために、迅速な対応が必要です。このため、市区町村の廃棄物部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及び NPO・ボランティア団体が、日頃から情報共有を進め、発災時には緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応することが極めて重要となっております。

つきましては、災害廃棄物の撤去等における関係者のより効果的な連携体制の構築に向けて、以下の取組を実施いただきたく、御連絡いたします。

なお、都道府県及び都道府県社会福祉協議会におかれては、下記について御確認の上、貴管下市区町村、市区町村社会福祉協議会等に対する周知をよろしくお取り計らい願います。また、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（以下「JVOAD」という。）正会員団体及び技術系専門委員会におかれては、関連団体等への周知をよろしくお取り計らい願います。

記

1 平時の連携

(1) 連絡担当者の共有

市区町村の廃棄物部局及び社会福祉協議会は、平時及び発災時において、災害廃棄物処理制度や分別・排出方法等に係る情報共有を行うため、市区町村の廃棄物部局と社会福祉協議会との連絡窓口となる担当者（以下「連絡担当者」という。）を定め、市区町村の廃棄物部局の担当者から、社会福祉協議会の担当者に対し、平時から連絡先情報の確認・更新を行う。

(2) 災害廃棄物の分別・排出方法の検討・周知

市区町村の廃棄物部局は、発災時に住民やボランティアが混乱をすることのないよう、平時から災害廃棄物の分別・排出方法について検討し、社会福祉協議会の連絡担当者に情報共有するとともに、広報誌やホームページへの掲載等を通じて地域住民や NPO・ボランティア団体への周知を図る（別添 1 参照）。

社会福祉協議会及び NPO・ボランティア団体におかれては、宅地内にある廃棄物・土砂の排出に係る関係省庁の支援制度の把握に努める（別添 2 参照）。

2 発災時の連携

(1) 連絡体制の構築

被災市区町村の廃棄物部局及び社会福祉協議会は、平時に共有した連絡先情報に基づき、必要な情報を共有する。併せて、被災地で活動している NPO・ボランティア団体が被災者支援の情報を共有するための情報共有会議が開催されているときは、その会議に出席するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像の把握に努め、NPO・ボランティア団体との連絡体制の構築を図る。

環境省は、JVOAD を通じて、各被災市区町村において主となって対応している NPO・ボランティア団体の連絡先情報を確認し、都道府県を通じて市区町村の廃棄物部局の連絡担当者に共有し、被災市区町村、社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等の連携体制の構築を支援する。

(2) 災害廃棄物の撤去等に係る広報・周知

被災市区町村の廃棄物部局は、災害廃棄物の分別・排出方法について、発災後速やかに住民・ボランティア向けの広報チラシ等を作成し、社会福祉協議会の連絡担当者に共有するとともに、メディア、自治会、ボランティアセンター等を通じた広報・周知を行う。また、災害廃棄物の撤去等について決定した方針や住民に対する周知内容（仮置場の開設や公費解体の受付開始等）については、社会福祉協議会の連絡担当者に速やかに共有（可能な場合には、上記情報共有会議等において共有）し、ボランティアへの周知協力を依頼する。なお、災害の状況に応じて、片付けごみなどの収集運搬計画を、ボランティアの活動計画を踏まえて調整することについても、可能な範囲で検討を行う。

環境省は、災害廃棄物に係る事務連絡等を発出した際には、全国社会福祉協議会及び JVOAD にも共有するとともに、被災都道府県・市区町村の社会福祉協議会及び NPO・ボランティア団体への周知を図る。

<連絡先>

- ・内閣府政策統括官（防災担当）付
（防災ボランティア活動の連携・協働に関すること）
諸留、穴井、向井所 TEL: 03-3502-6984
- ・環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室
（災害廃棄物の処理に関すること）
福永、鈴木 TEL: 03-5521-8358
- ・社会福祉法人全国社会福祉協議会
（災害ボランティアセンター・社会福祉協議会に関すること）
小川、千葉 TEL: 03-3581-4656
- ・特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク
（NPO・ボランティア団体等の支援に関すること）
明城、成田 TEL: 090-5961-9213



長野県地域防災計画

第37節 ボランティア活動の環境整備

(2) 実施計画 県

(危機管理部・健康福祉部) 及び市町村は、国内の主要な災害ボランティア団体やボランティア関係団体、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)と連携し、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。

第3節 非常参集職員の活動

(4) 災害対策本部の設置

(ア) 災害対策本部室の活動要領

f 上記のほか、災害対策本部室の中に、被災地支援に取り組むNPO・NGO等との連携・調整体制の構築を図るため「NPO・NGO代表等」を置く。

g 「NPO・NGO代表等」は、広域的災害ボランティア支援団体のネットワークの代表者及び同様の活動を行う団体の代表者等により構成する。

災害の「中間支援組織」となる都道府県域ネットワーク

- ・北海道：北の国災害サポートチーム
- ・岩手県：いわてNPO災害支援ネットワーク（INDS）
- ・埼玉県：埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク「彩の国会議」
- ・東京都：東京都災害ボランティアセンター
- ・静岡県：南海トラフ巨大地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会
- ・長野県：長野県災害時支援ネットワーク
- ・岐阜県：岐阜県災害ボランティア連絡調整会議
- ・新潟県：新潟調整会議
- ・三重県：みえ災害ボランティア支援センター
- ・京都府：京都府災害ボランティアセンター／災害時連携NPO等ネットワーク
- ・大阪府：おおさか災害支援ネットワーク
- ・兵庫県：災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議
- ・岡山県：災害支援ネットワークおかやま
- ・佐賀県：佐賀災害支援プラットフォーム（SPF）
- ・熊本県：くまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KVOAD）
- ・宮崎県：宮崎県・県社協・NPO防災会議

【内閣府研修】

2017年度

青森県・三重県
徳島県

2018年度

岐阜県・宮崎県
山口県・大分県
千葉県・北海道
福岡県

2019年度

奈良県・愛媛県
滋賀県・静岡県
神奈川県・佐賀県
岩手県

★「災害時における行政・NPO・ボランティア等との連携・協働にむけた研修会」（内閣府）

★「災害時の連携を考える全国フォーラム」「都道府県域ネットワークサポート事業」「休眠預金等活用事業 中核的災害支援ネットワーク構築プログラム」など(JVOAD)を通じてNWをサポート

多様な主体による連携の強化

県の災対本部設置訓練にNPO・社協が参加
(長野県・愛媛県)



民間主導の図上訓練に行政が参加
(静岡県・兵庫県)



県・市町の受援計画訓練にNPO・社協が参加
(福岡県大牟田市／吉富町)



九都県市防災訓練
(川崎市)



繰り返される被災地の課題(いつものパターン)

- 屋根・ブルーシートの課題(地震)
- 床下の対応に関する課題(水害)
- 土砂撤去／解体に関する課題
- 仮設住宅の規格・利用方法に関する課題
- 避難所運営に関する課題(食事、寝床)
- 農業支援に関する課題
- 外国人支援に関する課題
- 物資に関する課題
- 在宅被災者に関する課題

まだまだ
支援の担い手が不足
調整力が不足

令和2年7月豪雨

事務連絡
令和2年7月7日

各県 防災担当部局長 殿
災害廃棄物担当部局長 殿
各県・政令市 都市局所管 災害復旧事業担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）
国土交通省都市局都市安全課長
環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室長

令和2年7月豪雨に係る災害廃棄物等の搬出における分担・連携について

今般の令和2年7月豪雨により発生した宅地内からの片付けごみ、がれき等の災害廃棄物、流木、土砂等（以下「災害廃棄物等」という。）については、速やかな撤去が求められるところであり、被災地の市町村においては、被災の状況に応じて、環境省所管の災害等廃棄物処理事業、国土交通省所管の堆積土砂排除事業等を活用し、また、災害派遣された自衛隊の救援やボランティア、NPO等の支援も得ながら、撤去作業を進めていただくこととなります。その際、速やかな撤去のためには、撤去作業を行う者同士が連携、協力、調整して、効果的、効率的に進めることが重要であることから、下記について、貴県管下の関係市町村へ周知いただくようお願いいたします。

記

市町村内で、災害廃棄物等の宅地からの撤去、仮置場や処分場までの運搬等の作業を行う際には、作業の実施主体となる市町村の環境部局や都市部局（これらから受託して作業を行う事業者を含む。）は、自衛隊、ボランティアの活動調整を行う社会福祉協議会やNPO等団体と連携し、作業現場が混乱することのないよう、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うこと。

特に、宅地から搬出された災害廃棄物等が、当該宅地前の道路等に堆積し、交通の障害等が発生させることのないよう、仮置場や処分場への搬出までの作業分担を明確にするよう市町村が調整すること。

【連絡先】

（災害ボランティア活動の連携・協働に関すること）
内閣府政策統括官（防災担当）付 諸留、江川 TEL：03-3502-6984
（堆積土砂の排除に関すること）
国土交通省都市局都市安全課 荒谷、藤野 TEL：03-5253-8402
（災害廃棄物の処理に関すること）
環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室 村岡 TEL：03-5521-8358

災害廃棄物等の搬出に係る分担・連携の例

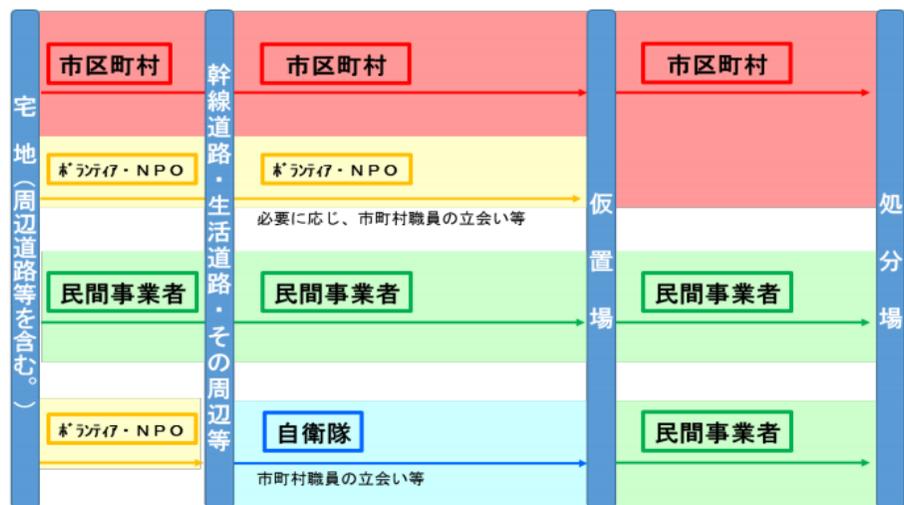
- 市町村（環境部局、都市部局）は、自衛隊、ボランティア（社会福祉協議会）・NPO等と、災害廃棄物等の処理を実施。（市町村は、環境省事業、国土交通省事業等により実施。）
- 特に、宅地から搬出された災害廃棄物等が、当該宅地前の道路等に堆積し、交通の障害等が発生させることのないよう、市町村が調整し、仮置場への災害廃棄物等の搬出を確実にする。

市町村による災害廃棄物等の収集運搬計画

連携・調整

ボランティア・NPO等の活動計画

作業実施地区や作業内容を調整、分担する等の例



県民の皆様へ

県南地域を中心に甚大な被害をもたらした豪雨災害は、新型コロナウイルス感染症流行下での初めての大規模災害となりました。

被災された住民の方々の復旧に当たっては、流れ込んだ泥のかき出しが第一歩であり、家の片づけや使用できない家具等の搬出に、多くの人の手が必要です。特に高齢者の方々にとっては、とても過酷な作業となります。

私も現地を見て参りましたが、復旧に当たっては、今後も多くのボランティアの方々の力が必要だと感じています。一方で、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している地域からの受入れに不安を感じている地元の皆様の気持ちを大切に、まずは県民の皆様のお協力をお願いしたいと考えています。

そこで、まずは7月23日（木）から26日（日）までの4連休を利用した被災地支援について、県民の皆様幅広く災害支援ボランティアの御協力をお願いします。

また、被災地の復興には、4連休以降も多くの支援が必要となりますので、息の長い御協力を、併せてお願いします。

県民パワーを結集して被災地を支援しましょう。

令和2年（2020年）7月21日
熊本県知事 蒲島郁夫

令和2年7月豪雨による堆積土砂撤去に係る球磨村支援について

- ・ 今回の豪雨により特に甚大な被害のあった球磨村における堆積土砂撤去を推進するため、県職員による支援チームを設置しました。
- ・ 球磨村住民の住まい確保に欠くことのできない土砂撤去の早期完了に向け、村と一体となって取り組みます。

1 支援チームの体制

事務職3人、技術職2人の5人体制

2 支援内容

○宅地内堆積土砂にかかる被害調査

○「堆積土砂排除事業」施行业務

3 スケジュール

7/21（火） 支援チーム設置

7/24（金） 申請受付開始（予定）

7月末～ 撤去作業開始（予定）

※スケジュールについては、現地の状況等により、変更の可能性あり
※他の被災市町村にも、堆積土砂撤去に係る助言・協力を行う予定

コロナ禍での対応 カギは「地域の対応力」

